

奈良県ゴルフ場農薬使用指導要綱

第1 目的

この要綱は、ゴルフ場における農薬使用の適正化を指導するとともに、ゴルフ場の自主的な努力を促進するため、知事が指導する内容及び事業者が遵守する事項を定め、もって農薬による危害、被害の防止並びに県民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

第2 知事が指導する内容

1 ゴルフ場事業者に対する指導

知事は、ゴルフ場を経営し、又は直接に管理運営する者（当該ゴルフ場の造成工事が着手されたときの当該工事の発注者を含む。以下「事業者」という。）に対し、ゴルフ場において、第3に掲げる事項が遵守されるよう指導するものとする。

2 市町村等との連携

知事は、ゴルフ場における農薬使用に関する情報の提供を行う等、市町村、関係団体等との密接な連携を図るものとする。

3 知識の普及・啓発

知事は、事業者等の関係者に対し、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用並びに管理、及び周辺環境の保全等についての研修会を実施する等、農薬の安全使用に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

4 立入検査等

(1) 知事は、第1の目的を達成するため、関係職員に検査のための必要な場所への立ち入り、農薬の使用状況又は帳簿、書類その他の必要な物件の検査をさせることができるものとする。

(2) 知事は、その他必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求めることができるものとする。

5 指導、勧告

(1) 知事は、ゴルフ場の排出水中の農薬濃度が「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」（平成29年3月9日付け環水大土発第1703091号各都道府県知事宛環境省水・大気環境局長通知）に定められた指針値（以下「指針値」という。）を超えたとき等の場合には、事業者に対し、農薬の使用に関し必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(2) 知事は、その他ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用並びに管理、及び周辺環境の保全等のため必要があると認めるときは、事業者に対し、指導又は勧告を行うことができるものとする。

6 氏名等の公表

知事は、事業者が知事の指導若しくは勧告に従わないとき、検査若しくは報告を拒んだとき又はこれを妨害したときは、当該事業者の氏名等を公表することができるものとする。

第3 ゴルフ場事業者等が実施すべき事項

1 環境保全計画の策定

(1) 事業者は、ゴルフ場の農薬使用に関する環境保全計画を策定し、農薬使用の適正化に努めるものとする。

(2) 事業者は、環境保全計画書（第1号様式）を作成又は変更したときは、速やかに、知事及びゴルフ場の所在する市町村長に報告するものとする。

なお、市町村長を経由して知事に報告するものとし、事業者は報告書（第1号様式）をゴルフ場の所在する市町村の担当課へ提出し、提出を受けた市町村は県へ進達するものとする。

2 環境保全に関する協定の締結

(1) 事業者は、市町村又は地元関係団体と環境保全に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、かつ、誠実にこれを履行するものとする。なお、協定の内容については、別に定める「環境保全に関する協定について」を参考に地域の特性に応じたものとする。

また、新規にゴルフ場を開設しようとする者は、事前指導を受けるとともに、

同様に協定を締結するものとする。

(2) 事業者は、環境保全協定を締結又は変更したときは、速やかに知事に報告するものとする。

3 危害、被害の防止

事業者は、ゴルフ場において農薬を使用するときは、気象、地形、周辺の利水状況等の環境条件に十分に配慮するものとする。特に、降雨が予想される場合には農薬の散布を控えるとともに、散布中であっても、降雨、強風等散布に不適切な状況が生じた場合には、直ちに散布を中止するものとする。また、河川、湖沼等の周辺で農薬を使用する場合には、これらの水域に農薬が直接飛散・流入することのないよう注意するものとする。

4 使用農薬の選定

事業者は、農薬の使用にあたっては、農薬の登録内容を確認し、防除の効果、ゴルフ場の立地条件、周辺環境に与える影響等を十分考慮して農薬を選定するものとする。特に、水質及び生態系保全の面から、水質汚濁及び水産動植物被害が発生する恐れのある農薬の使用を避けるものとする。

5 農薬等の保管、管理

事業者は、盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、農薬を鍵のかかる場所に保管する等、農薬の適正な保管及び管理に努めなければならないものとする。また、使い残した農薬、空容器等は、適切に処理しなければならないものとする。

6 農薬使用管理責任者の選任

(1) 事業者は、当該ゴルフ場の職員の中から、当該ゴルフ場における農薬の使用及び管理上の責任者（以下「農薬使用管理責任者」という。）を選任するものとする。

(2) 事業者は、農薬使用管理責任者を選任する場合、知事が認定する農薬管理指導士を選任するように努めるものとする。

7 農薬使用管理責任者の職務

(1) 農薬使用管理責任者は、農薬受払簿（第2号様式）を作成し、農薬の購入量、使用量、残量等を正確に記録しておくものとする。

(2) 農薬使用管理責任者は、農薬の使用に係る作業日誌（第3号様式）を作成し、使用者の氏名、農薬の名称、使用日時、使用量、希釈倍数、使用場所、使用面積、対象病虫害並びにその発生状況、使い残した農薬並びに空容器の処理、当日の天候、及び事故の発生の有無並びに講じた措置等を記録しておくものとする。

8 水質の監視及び保全

(1) 事業者は、ゴルフ場の調製池に魚類を飼育するなどにより、ゴルフ場内の水質の監視を行うものとする。

(2) 事業者は、農薬の使用実態に応じ、ゴルフ場からの排出水について、農薬に係る水質検査を実施するものとする。

農薬に係る水質検査は、別に定める「水質検査の手引」により実施するものとする。

(3) 事業者は、ゴルフ場の排出水中の農薬濃度が指針値を超えたとき等の場合には、知事の指導を受けて、農薬の使用に関し必要な措置を講じるものとする。

9 農薬の使用実績及び水質検査結果の報告

事業者は、毎年4月末までに前年度の農薬の使用実績報告書（第4号様式）を、農薬に係る水質検査実施日の翌月末までにその結果報告書（第5号様式）を知事及びゴルフ場の所在する市町村長に報告するものとする。ただし、水質検査結果が指針値を超えたときは、直ちに知事及びゴルフ場の所在する市町村長に、その原因と措置方針を記載した報告書（第5号様式）を提出するものとする。

なお、市町村長を経由して知事に報告するものとし、事業者は報告書（第4、5号様式）をゴルフ場の所在する市町村の担当課へ提出し、提出を受けた市町村は県へ進達するものとする。

10 周辺環境等に異常が認められたときの措置

事業者は、ゴルフ場若しくはその周辺環境等に異常が認められ又はそのおそ

れがあるときは、直ちにその旨を知事及びゴルフ場の所在する市町村長に報告するとともに、農薬使用に伴う事故報告書（第6号様式）を提出し、その原因を究明して適切な措置を講じるものとする。

なお、市町村長を経由して知事に報告するものとし、事業者は報告書（第6号様式）をゴルフ場の所在する市町村の担当課へ提出し、提出を受けた市町村は県へ進達するものとする。

1 1 記録等の保管

事業者は、7の（1）並びに（2）の記録及び8の（2）の調査結果を、3年間保存しておくものとする。

1 2 関係者の資質向上

事業者等の関係者は、知事の実施する研修会等に積極的に参加するものとする。また、事業者は、農薬使用管理責任者その他農薬の使用に携わる者を、県又は関係団体の実施する研修、講習等に積極的に参加させ、それらの者の資質向上を図るものとする。

1 3 調査に対する協力

事業者は、知事及び市町村長が行う検査等に対し、積極的に協力しなければならないものとする。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成2年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年2月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年1月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年6月28日から施行する。